

東員町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について 東員町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

1 地方公営企業法適用の目的

下水道事業につきましては、今後、管路等の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少等による使用料収入の減少により厳しい経営環境が見込まれる中、経営状況や財政状況をより明確にする「財政的な管理」を実施し、さらに効率的で安定的な事業経営を行う必要があります。このため、地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行することにより、経営状況や資産等を適切に把握し、設備の老朽化対策や更新等の事業に対して、経済性を発揮しながら運営して参ります。

また、国（総務省）からは、公営企業会計の適用について、令和6年度までに移行するよう要請がなされているところです。

2 条例改正の趣旨

現在、下水道事業は官公庁会計（単式簿記）により運用しておりますが、水道事業と同様に地方公営企業法の全部を適用し、令和5年4月1日から公営企業会計に移行させるために条例の一部改正を行うものです。

なお、公営企業会計に移行することにより、発生主義・複式簿記を採用し、経営成績（毎年度の利益・損失の情報）と財政状況（資産・負債等の情報）を明確に把握することが可能となります。

官公庁会計との大きな違いは、会計の仕組にあります。

項目	官公庁会計	企業会計
予算区分	歳入・歳出のみ	収益的収支と資本的収支の区分
経理方法	現金主義による単式簿記	発生主義による複式簿記
資産把握	工事台帳・下水道台帳	減価償却（資産台帳）管理
出納整理期間	翌年4/1～ 5/31	なし（ 3/31 で決算）

3 条例改正の概要

下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、新規制定を含めて関連する11件の条例の整備を行います。なお、事業の形態は公営企業となりますが、事業内容としては従前の下水道事業を継承していくため、条例の内容を大きく改正するものではありません。改正内容の主なものは次のとおりです。

（1）東員町水道事業の設置に関する条例の一部改正（本則）

下水道事業に地方公営企業法を適用するため、既に企業会計で運営している現行の「東員町水道事業の設置に関する条例」に下水道事業を加え、「東員町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に題名を改めます。

内容としましては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき下水道事業の設置、法の適用及びその経営の基本として、事業の規模や能力等の必要な事項を規定します。

条項目	条文内容
第1条 (設置)	第2項に「汚水を排除するため、東員町下水道事業を設置する。」を追加し、事業の目的について規定します。
第2条 (法の適用)	「地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和5年4月1日から適用する。」を追加し、会計方式を水道事業と同様として経理運営します。
第3条 (経営の基本)	第3項に「下水道事業の経営の規模は、下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画とする。」を加え、事業範囲を規定します。
第5条 (組織)	第2項の「町長が行うこととなる管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改め、事務を処理するための組織として上下水道課を置くことを規定します。

この他、各条項中「水道事業」とあるものを「上下水道事業」に改めます。

(2) 関係する条例の一部改正 (附則)

条例の中には、東員町の代表者である「町長」と、地方公営企業法の管理者の権限を行う「町長」があるため、「管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」として整理し改めます。

また、「規則」というものは、地方自治法に基づくもので、これに代わるものとして地方公営企業法上においては「規程」となるため、「規則」を「規程」に改めます。

この他、今回改正する条例における文言の使い方等を統一化するために、必要な字句の追加・訂正を行うものであり、内容等に変更が生じるものではありません。

(3) 新規制定する条例 (東員町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例)

地方公営企業法の全部を適用する場合の職員については、法により企業職員として取り扱われます。

職員の給与に関しては、地方公務員法の規定に基づき「東員町職員の給与に関する条例」により定められておりますが、企業職員の給与は、地方公営企業法の規定に基づき、別に定める必要があるため制定するものです。なお、内容につきましては、「東員町職員の給与に関する条例」を準用するものです。

一部改正等する関係条例一覧

附則	条例名	改正概要
2	東員町課設置条例	上下水道課の規定を削除
3	東員町職員定数条例	企業職員の定数を6人から10人に変更
4	東員町特別会計条例	下水道事業特別会計を削除
6	東員町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例	「規則」を「管理者が定める規程等」に変更
7	東員町下水道条例	「町長」を「管理者の権限を行う町長」に変更
8	東員町公共下水道事業受益者負担に関する条例	「町長」を「管理者の権限を行う町長」に変更
9	東員町水洗便所改造資金あっせん及び利子補給に関する条例	「町長」を「管理者の権限を行う町長」に変更
10	東員町水道事業給水条例	「町長」を「管理者の権限を行う町長」に変更
11	東員町公共下水道使用料条例	下水道使用料の規定を下水道条例に加える

新規制定する条例

条例名	主な制定概要
東員町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	企業職員の給与の種類及び基準を新たに定める